

第 21 回研究会における御意見を踏まえた対処方針（案）

No.	第 21 回研究会(令和元年 6 月 24 日) における御意見	(第 22 回研究会(令和元年 8 月 7 日)時点における対処方針(案))	対 処 方 針 (案)
1	【財分野の取りまとめ結果の扱い及び分類構造の検討スケジュール】 ○ 2020年度末時点において、生産物分類全体の取りまとめは行うものの、決定は産業分類改定の検討状況を踏まえて2023年度末に行うとのことだが、サービス分野の生産物分類と同様に、<u>財分野についても、統合分類と詳細分類のみについて2020年度末時点で決定すれば、関連統計の作成に役に立つのではないかと考える</u>がいかがか。 また、生産物分類策定研究会の開催スケジュール（案）の中で、最後の2回で全体調整を行うということだが、<u>上位層構造を最後の2回で決定することは厳しいのではない</u>か。 → 2020年度末の取りまとめに係る今後のスケジュールや取りまとめのやり方については、先生方のご意見を踏まえて検討させていただきたい。 → 最後の2回だけで上位の階層構造を決めるということは難しいかもしれないので、今後、本研究会において更に検討していかなければならない。	○ 財分野の統合分類と詳細分類の決定については、いただいたご意見も選択肢のひとつとして認識し、2020 年度末における財分野及び生産物分類全体の取りまとめ段階において、改めて検討する。 ○ 分類構造の策定方針及び分類構造の大枠等については、2020 年度後半以降、できるだけ前広に研究会に提示させていただき、検討する。	○ 「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）では、令和 5 年度（2023 年度）までに財分野を含めた全体についての生産物分類を整備することとされている。また、同時期までに、日本標準産業分類の見直しを行うことも求められている。 今後、生産物分類については、令和 3 年度（2021 年度）以降に行う予定の日本標準産業分類の見直しの状況も踏まえ、生産物分類の内容についても見直す必要が生じれば、適宜、それらも反映した上で決定を行いたいと考えている。 なお、今年度までに研究会でご審議いただき、取りまとめた財分野の生産物分類については、生産物分類策定研究会による決定として各府省庁等に周知するとともに、ホームページにおいても内容を公開する予定である。このため、各府省庁等においては関連統計の作成にあたり、必要に応じ財分野の生産物分類を参照いただくことは可能だと考えている。 ○ 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築については、第 30 回生産物分類策定研究会において素案を提示し、今後の作業方針についてご意見をいただいた。2021 年 3 月に開催予定の第 32 回研究会においては素案の修正を行いながら、製造業及び卸売業、小売業の生産物（ただし、卸売業、小売業の生産物については素案段階のもの）を加えた内容で分類体系案をお示しし、ご意見をいただきたいと考えている。 なお、分類体系の決定についても、財分野の生産物分類と同様の取扱いとすることとしたい。

No.	第 21 回研究会(令和元年 6 月 24 日) における御意見	(第 22 回研究会(令和元年 8 月 7 日)時点における対処方針(案))	対 処 方 針 (案)
2	【日本標準商品分類の扱い】 ○ <u>日本標準商品分類は生産物分類が完成した後はどのようなになるのか。</u> → まだ方針は決まっていないが、数は少ないものの、未だに日本標準商品分類を使用している統計があるため、現時点では廃止することは考えておらず、生産物分類と日本標準商品分類を並存させることを想定している。日本標準商品分類は約 3 万項目と非常に粒度が細かいが、これから策定する財分野の生産物分類はそのような細かい粒度にすることは想定していないので、これらの統計が生産物分類を代用することは難しいと思われるためである。 → 並存する場合、利用者が混乱しないか懸念がある。現在、日本標準商品分類が何に使用されているのか確認した上で、生産物分類策定後の扱いを今後検討することとする。	○ 日本標準商品分類については、現在も使用している統計の実情等を把握した上で、生産物分類全体の取りまとめ段階で、その扱いを検討する。	○ 日本標準商品分類については、以下の 1 のように統計で同分類が利用されているほか、以下の 2 のとおり統計以外でも利用されているケースが見られる。 1 日本標準商品分類を利用している統計調査 日本標準商品分類は、以下の 4 統計において利用がされている。なお、調査されている商品の範囲については、日本標準商品分類全体のうちごく一部に限られている状況である。 (1) 機械受注統計調査（内閣府） 〔統計の種類〕 一般統計 〔統計の目的〕 機械等製造業者の受注する設備用機械類の受注状況を調査することにより、設備投資動向を早期に把握し、経済動向分析の基礎資料を得る。 〔日本標準商品分類の利用状況〕 調査機種の分類（「機種分類」）は、原則として日本標準商品分類による。なお、本調査の調査区分は大分類、中分類のみである。統計結果の表章においても、「機種分類」を用いている。 (2) 薬事工業生産動態統計調査（厚生労働省） 〔統計の種類〕 基幹統計 〔統計の目的〕 医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する生産の実態等を明らかにする。 〔日本標準商品分類の利用状況〕 調査報告時点において、医薬品調査票の「製品コード」欄に記入の際、製品の個別医薬品コード又は医薬品銘柄コードが付与されていない場合に、7 桁の暫定コードを特定して記入する。この暫定コードの頭 3 桁に日本標準商品分類の中分類「87 医薬品及び関連製品」の 3 桁目から 3 桁を利用した、いわゆる薬効分類番号一覧表のコード（87 XXX）を記入することになっている。統計結果の表章においても、「薬効分類」としてこの 3 桁のコードを用

No.	第 21 回研究会(令和元年 6 月 24 日) における御意見	(第 22 回研究会(令和元年 8 月 7 日)時点における対処方針(案))	対 処 方 針 (案)
			いている。 (3) 社会医療診療行為別統計（厚生労働省） 〔統計の種類〕 業務統計 〔統計の目的〕 医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得る。 〔日本標準商品分類の利用状況〕 日本標準商品分類の中分類「87 医薬品及び関連製品」に準拠した「薬効分類」（3桁のコード）を利用し、統計結果を表章している。 (4) 医薬品価格調査（厚生労働省） 〔統計の種類〕 一般統計 〔統計の目的〕 薬価基準に収載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売額及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査し、薬価基準改正の基礎資料を得る。 〔日本標準商品分類の利用状況〕 「薬効群」と呼ばれているが、日本標準商品分類の中分類「87 医薬品及び関連製品」に準拠した「薬効分類」を利用している。 調査結果にも「薬効群」による表章がされている。 2 統計以外で日本標準商品分類を利用している事例 統計以外で商品进行判断するにあたり、日本標準商品分類を利用していることが確認されている事例としては、以下のようなものがある。 (1) 「酒税法」（昭和 28 年法律第 6 号）（国税庁）において原料等を判断するにあたり、日本標準商品分類の分類上の区分を参照することがある。

No.	第 21 回研究会(令和元年 6 月 24 日) における御意見	(第 22 回研究会(令和元年 8 月 7 日)時点における対処方針(案))	対 処 方 針 (案)
			(2) 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)(環境省)及び「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)(環境省)において規制の対象となる施設の種類を、日本標準商品分類を基に分類している。 (3) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和 48 年法律第 112 号)(厚生労働省)において、対象家庭用品に該当するかを判断する際には、原則として日本標準商品分類に拠っている。 (4) 「計量法」(平成 4 年法律第 51 号)(経済産業省)の「特定商品の販売に係る計量に関する政令」(平成 5 年政令第 249 号)の別表第 1 に掲げる商品に関し、具体的な内容については日本標準商品分類に拠っている。 (5) 「アルコール事業法」(平成 12 年法律第 36 号)(経済産業省)に係る「物品・用途分類表」において掲げられる物品の製品例を示すために、日本標準商品分類が引用されている。 (6) 「食品表示法」(平成 25 年法律第 70 号)(消費者庁)に基づいて定められた「食品表示基準」(平成 27 年内閣府令第 10 号)の別表に掲げる製品について、日本標準商品分類を基に作成しているものがある。 ○ 日本標準商品分類は上記 1 に見られるように、数は少ないものの、現時点においても統計で利用がされているという実態がある。また、上記 2 に見られるように、統計以外でも同分類は利用されている。日本標準商品分類には一定程度のニーズがあるというこれらの実態を考慮すれば、現時点で廃止をするということは考えにくい。 一方で、ご懸念のように生産物分類との並存により利用者が混乱することを避けるために、当省のホームページ(日本標準商品分類の掲載ページ)においては、生産物分類についての説明も掲載をすることとし、生産物分類のページへのリンクを張るなどして、その存在を周知することにも努めて参りたい。

No.	第 21 回研究会(令和元年 6 月 24 日) における御意見	(第 22 回研究会(令和元年 8 月 7 日)時点における対処方針(案))	対 処 方 針 (案)
3	【生産物分類の改定の在り方】 ○ 2020年度末に取りまとめられた財分野の生産物分類が実際に使用されるのは、2026年度に実施される経済センサス-活動調査となるが、その間に、A I 等の技術革新により、生み出される生産物の状況も変化していくことが予想され、分類項目の陳腐化が懸念される。 → 分類項目の陳腐化は避けられないものであると認識した上で、可能な限り迅速に改定できるような制度・体制づくりについて検討していくことが必要となるのではないかと。	○ 生産物分類の改定方針については、生産物分類全体の取りまとめ段階において検討する。	○ 当面の間の生産物分類の見直しについて、財分野を含めた生産物分類全体についての整備を行う令和 5 年度（2023 年度）までの間は、同時期までに見直しを行うことが求められている日本標準産業分類の検討から生じた生産物分類の内容の見直しのほか、新たに生み出される生産物についても適宜反映を行っていくように努めて参りたい。 なお、生産物分類を令和 5 年度（2023 年度）までに決定した後の改定方針については、分類を迅速に改定できるような制度や体制づくりの検討に時間が必要であることから、今後、分類の決定までの間に継続して検討を行って参りたい。